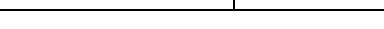


請願・陳情 文書表

7 · 4 定

陳情第32号

受付年月日	7. 11. 17	付託委員会	民生
提出者			
紹介議員	-		
提出者からの説明希望の有無	有		無
件名と要旨			

(件 名)

路線バスにおける精神障害者運賃減額制度について

(要旨)

旭川市では平成26年4月1日より、旭川市障害者バス利用促進補助金に基づき、旭川電気軌道及び道北バス（以下2社）において、精神障害者が旭川市内で乗降かつ現金払いのみ運賃を半額にする取組を実施しているが、現在も精神障害者は障害者用ICカード（Asaca、Doカード）を購入かつ利用そのものができない。一方、身体障害者手帳並びに療育手帳所持者は障害者用ICカード利用が認められ半額減額となるが、精神障害者手帳所持者が半額減額になるには、現金払い限定となり、長期にわたり不便を強いられている。

特に、コロナまんえん時に当該2社を精神障害者が減額運賃で利用するには現金を用意せねばならず、同まんえん時は健常者であっても現金に接触するのをためらったことは記憶に新しく、今後同様な事象が起こりうる前に精神障害者も路線バスの支払がキャッシュレスで減額運賃に対応できるように合理的配慮が必要である。

その上で、令和7年4月1日から精神障害者手帳もJR全線で割引となる第1種あるいは第2種のいずれかが適用となり、身体障害者手帳及び療育手帳と有効期限以外は遜色がなくなった。全国的には多くのバス事業者が第1種あるいは第2種に応じて減額対象者を選別している。これらを考慮すると、旭川市及び当該2社にも身体障害者同様に精神障害者も減額対象となる乗降範囲を拡大することが望ましい。

具体的には、旭川駅前・旭川空港相互間は旭川電気軌道及びふらのバス両社が運行しているが、空港は東神楽町所在のため精神障害者手帳は旭川電気軌道運行便では減額対象とならない、一方、ふらのバスでは運行事業者として精神障害者も減額対象となるため障害当事者は大変わかりにくい状況である。

旭川市は精神障害者が現金払いした際の半額分を当該2社に補助金として提供しているが、精神障害者が障害者用ICカード（Asaca、Doカード）の利用ができ、利便性向上のためにも、補助金額の算出方法を前年の精神障害者利用実績に準じた金額相当半額を当該2社に提供する方法等も同時に御検討いただきたい。

以上の趣旨から、次の事項について陳情する。

(次頁に續く)

陳情事項

- 1 精神障害者本人が障害者用 I C カードの購入が認められ、減額運賃にて利用できるようすること。
- 2 旭川市が調整役となり、当該 2 社において運行事業者として精神障害者も半額減額となるようすること。
- 3 旭川駅前・旭川空港相互間は特例的に旭川電気軌道運行便も精神障害者の減額対象認可をすること。

